

## 東北観光 DMP 使用ルール

東北観光 DMP 使用ルール（以下「本ルール」）は、一般社団法人東北観光推進機構（以下「当機構」）が提供する東北観光 DMP（以下「DMP」）の使用条件等を定めるものです。本ルールに従って、DMP をご使用ください。

### 1. 定義

本ルールにおいて、下記(1)～(4)に掲げる用語は、当該(1)～(5)に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「使用者」とは、本ルールで定められた DMP を使用する団体及び個人をいいます。
- (2) 「格納データ」とは、DMP に格納されている各種データをいいます。
- (3) 「ダウンロードデータ」とは、DMP からエクセル保存したデータをいいます。
- (4) 「成果物」とは、使用者が本ルールに従って DMP を使用し、作成したデータ及び資料等の二次著作物のことをいいます。
- (5) 「有償データ」とは、海外動態データ、国内動態データ、消費購買データをいいます。

### 2. DMP の使用者

DMP の使用者は下記団体の所属者とします。

- (1) 当機構
- (2) DMP 参入縣市
- (3) 当機構、及び該当する DMP 参入縣市と協議の上、利用を認められた団体
- (4) DMP による分析を用いた業務委託を(1)～(3)から受けた団体

### 3. アカウントの管理

- (1) アカウントは、付与された団体で責任をもって管理するものとします。
- (2) 1 アカウントにつき、ログインできる人数は1名とします。
- (3) アカウントは、原則1団体に3つ付与され、アカウントを追加する際は開設費用を当該団体が負担するものとします。
- (4) アカウントの管理不十分等により使用者に生じた損害については、当機構は一切の責任を負わないものとします。
- (5) アカウントが第三者によって使用されたことにより当機構に損害が生じた場合、使用者は当機構に対し、当該損害を賠償する責任を負うものとします。
- (6) アカウントの ID 及びパスワードを本ルールに定められている使用者以外に開示もしくは漏洩、紛失した場合、またはアカウントが第三者に不正に使用されていることを知った

場合には、直ちに当機構にその旨を連絡するとともに、当機構から指示がある場合には、これに従うものとします。

(7)DMP を使用する際は、BI ツール提供企業であるウイングアーク 1st 株式会社の「MotionBoard Cloud 利用約款」の条件を遵守するものとします。

(別添) ウイングアーク 1st MotionBoard Cloud 利用約款

#### **4. 格納データ及び成果物の使用**

(1)使用者は以下に従って、格納データ及び成果物を使用するものとします。

(2)使用者は、格納データを厳重な注意をもって管理するものとします。

(3)成果物を配布または提示、公表する場合には、格納データ提供元が DMP である旨を「データ提供元：東北観光 DMP」等の方法で明記するものとします。

(4)使用者以外から DMP 活用に関する申し出があった場合、下記の通りとします。

i 提供可能なデータは、海外動態データを除く格納データを活用した成果物とします。

ii DMP 参入県市が受付窓口となって、提供にかかる作業を行うものとします。

iii 提供先は、DMP 参入県市所在の自治体及びDMOとします。

iv 提供する際は、当機構への報告を必ず行うものとします。

v 成果物の使用は本ルールに基づいて行うものとします。

#### **5. 有償データの使用**

(1)各有償データのダウンロードデータ及び実数値の使用は、使用者の業務範囲内に限るものとします。

(2)ダウンロードデータの配布及び提示は、原則使用者所属団体内に限るものとします。

(3)各有償データの使用ルールは下記の通りとします。

##### **【海外動態】**

i 使用者は、当機構及び DMP 参入県市、当該団体から業務委託を受けた団体に限るものとします。

ii 成果物をウェブサイト上に掲載する場合、掲載様式は複製、加工が出来ない様式 (PDF 等) に限るものとします。

iii 第三者による成果物の無断転載は禁止するものとし、成果物を外部へ公開する際はその旨を明記するものとします。

##### **【国内動態・消費購買】**

i 成果物を第三者に配布または提示する場合は、実数値を伏せるものとします。

ii 成果物をウェブサイト上に掲載する場合は、当機構へ事前に通知を行い、承諾を得るものとします。なお、実数値は伏せ、掲載様式は複製、加工が出来ない様式 (PDF 等) に限るものとします。

iii 第三者による成果物の無断転載は禁止するものとし、成果物を外部へ公開する際は

その旨を明記するものとします。

(4) 有償データを使用する際は、データ提供事業者の利用規約を遵守するものとします。

(別添) 海外動態：株式会社インテージ モバイル空間統計データの利用上の禁止事項

国内動態：株式会社 Agoop 流動人口データ提供利用規約

## **6. デモ ID の使用**

(1) デモ ID は、当機構が認めた個人にのみ付与するものとします。

(2) DMP のログインは、ID を付与された個人に限定するものとします。

(3) DMP の使用期間は最大で 10 営業日とし、当該期間内のみ使用するものとします。

(4) デモ ID での DMP 操作は閲覧のみに限るものとします。

## **7. 業務受託者の使用**

(1) DMP による分析にかかる業務を委託する際は、当機構へ報告を行うものとします。

(2) 業務を委託する際は、仕様書に DMP を使用する旨を明記するものとします。

(3) 業務を委託する際は、受託した団体（以下、「受託者」）が使用する新規アカウントを開設するものとします。

(4) 受託者に付与されたアカウントは、委託期間のみ利用できるものとします。

(5) 受託者は、委託業務の仕様書の範囲内で DMP を利用するものとします。

(6) 受託者が国内動態データ及び消費購買データを使用する際は、各データ提供事業者に利用申込書を提出するものとします。

(7) 各有償データのダウンロードデータや成果物について、仕様書の範囲を超えて受託者が外部へ公開する行為を禁止します。

(8) DMP からダウンロードした各データは、委託期間終了後に全て削除するものとします。

(9) その他記載のない事象が発生する場合は、当機構と協議するものとします。

## **8. 禁止行為**

DMP の使用に際し、下記の行為またはこれに類する行為を禁止します。

(1) DMP 及び格納データ、成果物の全部または一部を本ルールで定める範囲を超えて利用する行為。

(2) DMP 及び格納データ、成果物の全部または一部を、当機構の承諾を得ずに、本ルールで定める範囲を超えて、公衆送信、頒布、譲渡、貸与、様態を問わず第三者に開示または閲覧・利用させる行為。

(3) その他、当機構が不適切と判断する行為。

以上

2023 年 4 月 1 日 制定